

## 「氣の研究會」とその創設者・藤平光一氏の横暴と呆れた実態、お粗末な「氣の造詣」

●語るつもりはなかったが語らざるを得なくなった十年の経緯

土屋雅昭 本誌発行人Ⅱ文

「氣マガジン」の商標登録を無効にするよう平成4年9月21日付で特許庁に請求した「財団法人氣の研究會」とその創設者・藤平光一氏に対し、本社は「審判事件答弁書」を特許庁に提出していたが、本年1月30日付で、特許庁は「請求は成り立たない」と審判を下した。つまり、本社の主張が全面的に認められたわけである。

それがある」として、商標法第4条第1項第15号の規定に違反して登録されたものであるから、同法46条第1項の規定によつて登録を無効とすべきだと主張していた。

提出した35項目の「証」の、いずれもそれらを裏付ける証拠が提出されていないことを指摘した。

葉が、同会の宗主であり、創設者である藤平光一が事業表示名称として、初めて基礎づけたという事実はない。「氣」なる文字ないし言葉が、本件商標出願当時及び現在、商標表示として日本国内において広く周知・著名となつていくという事実はない。同会が提出した証拠はそれを裏付ける証拠が提出されず、客観的な証拠にはならない。「氣の博物館」の案内看板の写真を証拠として提出しているが、これは地方に存在する小博物館にすぎず、またその設立も本件商標出願日以後の日である平成2年10月に過ぎない。

もいえよう。

本誌のスタッフは、世の中にはこんな理不筋な事もあるのだと初めて知った。同会から何の予告もなく、突然このような審判請求が出され、特許庁からその旨を伝える書類がやはり突然届いたからだ。余談だが、この事件や悪質な著作権侵害事件を契機に、以来、先述の代理人に顧問弁護士を依頼することになった。

「氣」は自分たちの会の名称と一体であり、本社が特許庁に出願した時点ですでに日本国内においてそれは広く周知・著名となつていたので、本社の登録を取り消すべきだ」と

「氣」は自分たちの会の名称と一体であり、本社が特許庁に出願した時点ですでに日本国内においてそれは広く周知・著名となつていたので、本社の登録を取り消すべきだ」と

「氣」という文字ないし言葉は、客体の観念ないし現象を意味する普通名詞であり、特定の事業体ないし事業の固有名詞ではない。「氣」の文字を使用しようとする時には、「氣」の文字以外の文字を付加するか、周知性を獲得することにより識別力をもたせるしかない。「氣」なる言

よつて、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする」。この審判は、本社側の主張がほぼ全面的に認められたものであり、非常に妥当なものである。もし、同会側の主張が認められたならば、同会以外のあらゆる個人もしくは団体が「氣」という名称を使用できなくなったからだ。同会のそうした傲慢かつ無謀な主張から、本社が楯となつて守つたと

しかし、それにしても不可解なのは、永年「氣」の研究と錬磨を実践して来たといふ自負する同会とその宗主が、「氣」をまるで自分たちの専売特許であるかのようになつて主張した点だ。「氣」が古くから、中国や日本で育まれて来た実践哲学であることは、「氣」を少し学んだ者であれば誰でも知っていることである。

「氣マガジン」は、本社が平成元年4月28日に特許庁に出願し、平成4年6月30日に認可登録済みのものであり、無効を求められる筋合いのものではない。しかし、同会と藤平氏は、自分のところの「商品」と混同を生じるお

「氣」なる言葉が、同会の宗主であり、創設者である藤平光一が事業表示名称として、初めて基礎づけたという事実はない。「氣」なる文字ないし言葉が、本件商標出願当時及び現在、商標表示として日本国内において広く周知・著名となつていくという事実はない。同会が提出した証拠はそれを裏付ける証拠が提出されず、客観的な証拠にはならない。「氣の博物館」の案内看板の写真を証拠として提出しているが、これは地方に存在する小博物館にすぎず、またその設立も本件商標出願日以後の日である平成2年10月に過ぎない。

よつて、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする」。この審判は、本社側の主張がほぼ全面的に認められたものであり、非常に妥当なものである。もし、同会側の主張が認められたならば、同会以外のあらゆる個人もしくは団体が「氣」という名称を使用できなくなったからだ。同会のそうした傲慢かつ無謀な主張から、本社が楯となつて守つたと

しかし、それにしても不可解なのは、永年「氣」の研究と錬磨を実践して来たといふ自負する同会とその宗主が、「氣」をまるで自分たちの専売特許であるかのようになつて主張した点だ。「氣」が古くから、中国や日本で育まれて来た実践哲学であることは、「氣」を少し学んだ者であれば誰でも知っていることである。

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

「氣」なる言葉が、同会の宗主であり、創設者である藤平光一が事業表示名称として、初めて基礎づけたという事実はない。「氣」なる文字ないし言葉が、本件商標出願当時及び現在、商標表示として日本国内において広く周知・著名となつていくという事実はない。同会が提出した証拠はそれを裏付ける証拠が提出されず、客観的な証拠にはならない。「氣の博物館」の案内看板の写真を証拠として提出しているが、これは地方に存在する小博物館にすぎず、またその設立も本件商標出願日以後の日である平成2年10月に過ぎない。

よつて、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする」。この審判は、本社側の主張がほぼ全面的に認められたものであり、非常に妥当なものである。もし、同会側の主張が認められたならば、同会以外のあらゆる個人もしくは団体が「氣」という名称を使用できなくなったからだ。同会のそうした傲慢かつ無謀な主張から、本社が楯となつて守つたと

しかし、それにしても不可解なのは、永年「氣」の研究と錬磨を実践して来たといふ自負する同会とその宗主が、「氣」をまるで自分たちの専売特許であるかのようになつて主張した点だ。「氣」が古くから、中国や日本で育まれて来た実践哲学であることは、「氣」を少し学んだ者であれば誰でも知っていることである。

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

「氣」なる言葉が、同会の宗主であり、創設者である藤平光一が事業表示名称として、初めて基礎づけたという事実はない。「氣」なる文字ないし言葉が、本件商標出願当時及び現在、商標表示として日本国内において広く周知・著名となつていくという事実はない。同会が提出した証拠はそれを裏付ける証拠が提出されず、客観的な証拠にはならない。「氣の博物館」の案内看板の写真を証拠として提出しているが、これは地方に存在する小博物館にすぎず、またその設立も本件商標出願日以後の日である平成2年10月に過ぎない。

よつて、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする」。この審判は、本社側の主張がほぼ全面的に認められたものであり、非常に妥当なものである。もし、同会側の主張が認められたならば、同会以外のあらゆる個人もしくは団体が「氣」という名称を使用できなくなったからだ。同会のそうした傲慢かつ無謀な主張から、本社が楯となつて守つたと

しかし、それにしても不可解なのは、永年「氣」の研究と錬磨を実践して来たといふ自負する同会とその宗主が、「氣」をまるで自分たちの専売特許であるかのようになつて主張した点だ。「氣」が古くから、中国や日本で育まれて来た実践哲学であることは、「氣」を少し学んだ者であれば誰でも知っていることである。

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

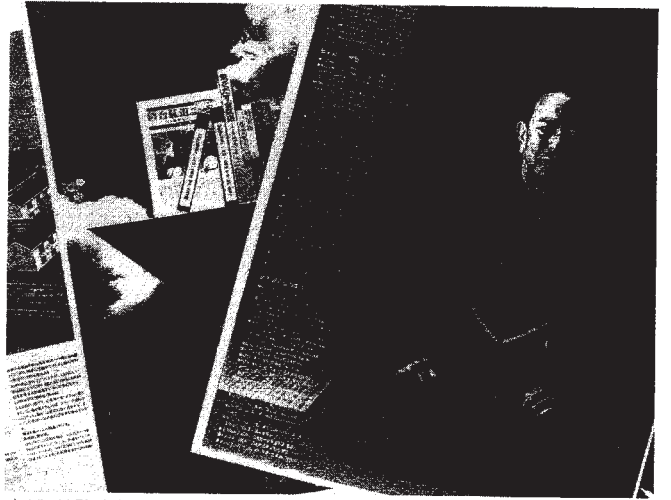
「氣」なる言葉が、同会の宗主であり、創設者である藤平光一が事業表示名称として、初めて基礎づけたという事実はない。「氣」なる文字ないし言葉が、本件商標出願当時及び現在、商標表示として日本国内において広く周知・著名となつていくという事実はない。同会が提出した証拠はそれを裏付ける証拠が提出されず、客観的な証拠にはならない。「氣の博物館」の案内看板の写真を証拠として提出しているが、これは地方に存在する小博物館にすぎず、またその設立も本件商標出願日以後の日である平成2年10月に過ぎない。

よつて、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする」。この審判は、本社側の主張がほぼ全面的に認められたものであり、非常に妥当なものである。もし、同会側の主張が認められたならば、同会以外のあらゆる個人もしくは団体が「氣」という名称を使用できなくなったからだ。同会のそうした傲慢かつ無謀な主張から、本社が楯となつて守つたと

しかし、それにしても不可解なのは、永年「氣」の研究と錬磨を実践して来たといふ自負する同会とその宗主が、「氣」をまるで自分たちの専売特許であるかのようになつて主張した点だ。「氣」が古くから、中国や日本で育まれて来た実践哲学であることは、「氣」を少し学んだ者であれば誰でも知っていることである。

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から

また、藤平宗主の師である合氣道創始者・植芝盛平と心身統一道創始者・中村天風の両師は、すでに数十年前に氣を盛んに述べていたことは関係者から



突然、特許庁経由で本社に届いた「証」資料。その後の本社サイドからの反論によって、本社の正当性は全面的に認められた。

はずはなからう。もし、藤平氏が「氣」を著名にしたのは自分であり、それゆえ「氣」は自分のものだと言うのであれば、思い上がりも甚だしい。

では、なぜこのような嫌がらせ」でも呼んだほうが適切な行為に及んだのだろうか。

本誌がそこで思い出すのは、昭和62年12月14日の事件である。

突然、氣の研究会の専務理事、心身統一合氣道師範部長で、2代目会長を約束された人と噂に聞いていた丸山維敏氏が

「経絡というものは、まだ精緻な人体構造を知らなかった人たちが考え出したもので、『氣が出る』と、まるで指先に電氣が走っているようにビリビリする」という人がいるが、そんなことはない」と断言しているのだ。

西洋医学に凝り固まった医師が言うならともかく、氣を永年研究して来た人の言葉とはとても思われぬ。筆者は自分や他人の経穴や経絡を通る氣を感じたり、見たりすることが出来る。経穴や経絡は、誰かが頭で考え出した空想的産物などではない。太古、氣や氣の通路、氣の出入する穴を見たり感じたりすることの出来る人が後世に伝えた貴重な文化遺産なのだ。もちろん人体を解剖しても、経穴や経絡は存在しない。氣と同様、経穴や経絡もまだ科学では真の姿がとらえられない。しかし、氣エネルギーは経絡を流れ、経穴は外界とのエネルギー交流の窓となっている。

氣が出入するとき、ビリビリとかビリビリとか、ヴァイブレーションとして感じるのだ。人によって、痺れる感じ、腫れる感じ、熱感、涼感、だるい感じ、重い感じ、痒い感じ、虫がはうような感じ等の八つの感覚（八触）として感じると、中国の氣功では言っており、自分と相

（K1）が国際語化しているという記事を編集部で書き直したもので、ニューヨークの「キ・ソサエティ」の今泉鎮雄師範の言葉などを紹介している。

丸山氏の脅しに対し本誌は、「大新聞は社会の木鐸であり、公器である。それに文章も書き換えているし、問題にはならないはずだ」とつっぱねた。すると丸山氏は、『読売』サイドに問い合わせをしたが、問題にはならなかったことをあつさり認め、今度は懇願に変わった。「会長が烈火のごとく怒って収まらない」ので、抗議しないわけにいかなかった。頼むから雑誌を会長に送らないでくれ、と。そして、同会のごが小さく扱われたことが怒りの原因のひとつであることを奥わした。

当時、本誌は藤平会長に対し、敬意を込めて本誌の創刊号からずっと贈呈をしていたのだった。本誌を毎号プレゼントしたことへの御礼が「脅かし」と思ってもみなかった。直ちに贈呈を中止したことはいうまでもない。

それにしても、『読売』から抗議されるのならともかく、なにゆえ同会から脅かされなければならぬのか。この事件が起るまで筆者は藤平氏に対し、尊敬の念すら抱いていた。なぜな

氏の著書『成功の秘訣は氣にある』では、触れずに倒すことについて、「たとえば相手の体に触れずに投げ飛ばしたり、離れた場所から相手を自由自在に操ったりすることなど、私にもできない」と2年前の記述を改めている。

しかし相変わらず「氣功法のウン」などともっともらしい蘊蓄を述べ、経絡や氣功を全面的に否定している。そして「一番氣が出るのは指先である」とやはり断言し、「手当て」とは「手のひらを当てるもの、など」という誤解が生じたとも重ねて断言している。

これには、またもや呆れてしまった。経穴や経絡やチャクラが未開発な人の場合には、そういうこともあるが、氣の修煉を積み、手のひら（労宮）という大きなツボがある、さらには体全体から氣は溢れ出るようになるものなのだ。さらに修煉を積むと、虚空の氣、宇宙の氣を降りて来ることが出来るようになるのだ。

藤平氏のこうした記述は、氣を体感できる者からすれば実に不可解である。氣について無知であることを公言してはばからない行為だからである。

こんな本に推薦文を寄せている人がいるから驚きだ。広岡達朗と船井幸雄の両氏である。広

ら、私自身が合氣道や、山岡鉄舟ゆかりの精神修養団体「一九会」の修行者の端くれに加えてもらっており、特に「一九会」の長である日野鉄兜氏から、藤平氏が若きころ、実に熱心な修行者であったと常々聞いていたからである。

丸山副会長を本社オフィスの玄関に見送ったとき、私は皮肉を込めて、「次にお会いするときには、もっと楽しいお話でお会いしたいものです」と言ってやったことをよく覚えている。

思えばこの事件が、同会とそのトップである藤平氏への幻滅の第1歩であった。

当時、「ニューヨーク・キ・ソサエティ」の師範であった今泉師範は、私が合氣道に打ち込んでいた早稲田大学合氣道会の大先輩であり、同師範への敬意も私の中にはあった。後に分かったことだが、なぜか今泉師範はこの後まもなく同会を退き、帰国している。そのことと藤平氏の怒り、そして同会による本誌への圧力の間に関係あるやなしや、それは私の知るところではない。

幻滅の第2歩は、同会の会員たちが本誌編集部へ来て、同会の実態を打ち明けていくことが多かつたことだ。藤平氏は、財団法人合氣会の師範部長を務め

岡氏は球界の人だし、藤平氏とつき合いが長く「氣の博物館」の館長でもあったから（今は知らない）無理もないが、氣を云々し、多くの「信者」を持つといわれる船井氏ともあろうお方が、どうして？ これを機に、やたらあちこちに推薦文を寄せるのは控えたらいかだろうか。

10年ほど前ある人から、「氣は研究するものではない。氣が分からぬから、『氣の研究』なんてことをいうのだ。氣は研究するものではなく、錬磨するものだ」と聞いたことがあるが、その人の言葉がこの10年の間にずいぶん説得力を持って来たものだった。

本誌は、12年前の創刊以来読者より幾度か、なぜ藤平氏を載せないのかとの問い合わせを受けた。これで取り上げなかった理由がハッキリお分かりいただけたことだろう。

本誌としては、氣の本質とは直接関係ないことについては沈黙を続けるつもりだった。関わりを持たないことで、読者に本誌の意思を伝えるつもりでいた。そういうことに費やす時間もページももつたらないと考えていたからだ。昨年までは発売日も遅れ続けていたし、本誌の総ページ数も少なかった。編集方針としても、「甘口」だった。

ていたとき、事務局の女性と不倫関係におち、子どもをばらまされた。その愛人が傍若無人にふるまい、「女帝」と呼ばれている。正妻はよい人なのだが、「氣圧療法」をつくり、大金をとって教え、1年で元がとれると宣伝して儲けている。本誌が取材をたびたび依頼して来るが断つていと弟子たちの前で言っている（まったくのウソ。本誌は依頼したことはない）など、彼らは同会内部の様子を語っていくのだった。

ウソといえば、先の登録商標に関し、同会側が特許庁に提出した「弁駁書」にも虚偽がある。本誌が昭和60年に「合氣道マガジン」を創刊したことを「不知」つまり知らない」と記述しているが、本誌は本誌を創刊号以来31号まで藤平氏に贈呈しており、そのことが事の発端となり、丸山師範部長が本誌に圧力を加えて来たことは、先述したとおり。

幻滅への第3歩は、平成2年に藤平氏が上梓した『氣の威力』という本だった。そこに記された氣に関する記述には、愕然とした。正確に言えば、もうこのころには幻滅はとうに通り越した、ただ呆れるばかりであった。幻滅というのは幻影があつてこそ。もう現実の姿が見えるだけだったからだ。

しかし、本誌を取りまく状況はこの数年、変わって来た。12年前の創刊時のころは、「氣の研究会」は知らないが、一般に氣はまったく商売にはならなかった。一部の氣の好きな人、理想に燃える人だけが氣に夢中だった。ところが氣がブームになり、儲かりそうな氣配がしてくると、魑魅魍魎が蠢き始めたのだ。一般の人には見えない世界であることをいいことに、暴利を貪る輩が出て来るようになったのである。こうして「辛口」の記事が強く求められるようになった。

1年前から本誌は定日に発売できるようになったし、昨年12月号からは念願の大幅ページ増も行い、「辛口」記事も徐々にくり始めていた。特許庁からの審判通知が代理人を通じて届いたのは、そんな折の2月半ばのことだった。本誌が8年半前の4月に出版し、5年前の6月に認可された登録商標に関し、理不尽な「無効」を特許庁に請求したことは、嫌がらせ以外の何ものでもない。本年、特許庁の公正な審判が下ったことを機に、今後そのような圧力や嫌がらせがないよ

う、あえてここに「氣の研究會」及びその代表である藤平光一氏と本誌との、この10年の経緯を記した。

先ほども述べたが、藤平氏が若いころ厳しい修行に打ち込み、他の人の目にすばらしく映ったことは確かだろう。しかし、人の心は時の流れとともに移ろいやすい。苦行を重ねることが人間を墮落させることもある。一般の人にはまねできないような、苦痛に堪える修行を積むことで、かえって傲慢になり、あらゆる執着から離れるという究極の目標とは逆に、苦行を乗り越えた「自分」に執着を強めてしまうからだ。

私は本誌創刊から12年間、編集者として多くの修行者(先生たち)と関わって来たが、途中、人格がおかしくなってしまう例を幾つも見てきた。まさに、魔境に入るとか入魔するとかの言葉がしつくりくるような変わりようであった。

人はどんなに修行を積もうが、たくさんの人々から称賛されようが、マスコミに取り上げられようが、常に謙虚でいなくてはいけない。謙虚こそが、入魔から自身を守る最強の武器なのだ。

ここで、忘れずに述べておかねばならないことがある。

王貞治氏の一本足打法が誕生したのは、藤平氏の力であるかのように氏は自著の中で述べているが、王選手のコーチで一本足打法を王選手とともに生み出した故・荒川博氏は生前、本誌のインタヴューに応え、そのことを否定した。記事においては明確な記述は避けたが、一本足打法は、合気道創始者・植芝盛平の指導によって誕生したもので、藤平氏の指導によるものではない、と荒川氏は明言した。一本足打法誕生の経緯については、本誌第107号22ページをご覧ください。その記事の中、荒川氏の次の言葉は、深い意味を有する。

「さまざまな人にアドヴァイスを受けながら、王とともに一本足打法を生み出していききました。でも、それは私が王に一本足打法を教えたとかそんなことじゃない。私は植芝先生から学んだ合気道を王に伝えた。それを王が受け取ったということなんです。植芝先生は私に合気道を教えたなんて一言も言わない。それがすばらしい。教えをつかむかつかまないかは本人次第なんです。それを伝えられた師弟関係を持ってはの幸せだった。」

ところで、藤平氏は、『氣の威力』の前書きで、「本当の意味の氣を説明している本が少ない」と

述べている。『成功の秘訣は氣にあり』では、「自らの過ちを認めよ」「自分が嫌なことは他人にもしない」など、たいそうりっぱな事を述べておられる。さらには、「人望を得る心得五原則」として、1、氣の出ている人になる。2、人の嫌がることはまず自分でやる。3、守れない約束はしない。4、人の成功を喜べる人になる。5、後始末をきちんとする。「人生の生き方心得五原則」として、1、氣の出ている人になる。2、人のために役立つ人になる。3、自分のことは自分でやる。4、足るを知る。5、天地自然を信じる、と標榜している。

藤平氏よ、自身が掲げているりっぱな言葉の数々を、あらためて大きな声を出して読んでみてはいかがか。あなたの言葉は、あなたの行為や想いと一致しているか。ウソはないか。「自分が嫌なこと」を他人にしてないか。そしてもしそのとき、己の間違いに気がついたら、その時は速やかに「自らの過ちを認めよ」と言いたい。

それにしても「氣の威力」ならぬ低劣な「氣の圧力」は、はなはだ愚かだとしか言いようがない。そんな事をしなければ、こうして恥部を曝されることもなかったろうに。